

その3 自宅に対する支給状況

年次	自宅居住者に対する住居（住宅）手当月額の最高支給額の状況	
	最高額平均	最高支給の中位階層
15年	8,961円	10,000円～11,000円
14年	9,204円	10,000円～11,000円

(注) 自宅に対する支給額が、借家・借間に対する支給額と異なる事業所について算出した。

その4 自宅に対する支給理由

自宅居住者に対する住居（住宅）手当の支給理由 (複数回答)	事業所割合	
	三重県	全国
借家・借間との均衡を考慮	28.2%	33.4%
世帯主や有扶養者への補助	60.5	60.5
勤務地域の賃金・物価に着目	11.3	8.0
持家の奨励	27.4	11.6
住宅の維持・修繕費を考慮	7.8	19.4
その他	5.1	9.6

(注) 自宅居住者に住宅手当を支給する事業所から支給理由不明の事業所を除いたものを100とした割合である。

第18表 通勤手当の支給状況

その1 交通機関利用者に対する支給状況

支給形態		事業所の割合	
全額支給制		69.5%	100.0%
制限支給制	全額支給に近いもの	30.5	
	その他	—	

(注) 「全額支給に近いもの」とは、制限支給制をとっているが、従業員におおむね実際の運賃相当額が支払われている場合をいう。

備考 全額支給限度額以内である職員の割合は、99.3%（全職員）である。

その2 交通機関利用者に対する支給における算定基礎

項目	支給事業所の割合	計	算定の基礎となる定期券	
			最長期間の定期券	1箇月定期券
三重県	97.7%	100.0%	55.5%	44.5%
全国	97.0	100.0	53.7	46.3

(注) 算定の基礎となる定期券の割合は、支給事業所から算定の基礎となる定期券が不明の事業所を除いたものを100とした割合である。